新家庭医療専門医制度に基づく家庭医療専門医の認定に関する細則 新旧対照表

	旧 第12条3項 表		
	項目	生涯学習単位	備考
1	本学会年次学術集会	10 単位	上限なし
2-1	本学会が主催または共催する生涯教育セミナ 一等	% 1	上限なし
2-2	本学会が主催する生涯教育セミナー等の E- learning (生涯教育 WEB 講座)	% 2	上限なし
2-3	本学会が他学術団体等と合同で開催するシン ポジウム、セミナー等	※ 3	上限 20 単位
3-1	本学会のブロック支部会が主催または共催する地方会等(対面式あるいはオンライン能動学習)	※ 4	上限なし
3-2	本学会のブロック支部会が主催または共催す る地方会等(オンライン受動学習)	※ 4	上限 20 単位
4	World Organization of Family Doctors (WONCA) の World Conference、または Regional Conference 日本医学会・総会	10 単位	上限なし
5	日本医師会生涯教育制度	取得したカリキュラム コード数を認定 ※5	上限 20 単位で、同一カ リキュラムコードにお ける単位取得の上限は 1 単位とする
6	プライマリ・ケア教育に関する活動	% 6	上限 15 単位
7	プライマリ・ケア研究に関する活動(執筆を含む)	% 7	上限 15 単位
8	UpToDate®による自己学習 (3 段階の学習サイクルによる認定のみ)	0.2 単位(1 学習サイクルあたり)※8	上限 10 単位
9	BMJ Best Practice または BMJ Learning による自己学習	1 モジュールあたり 0.5 単位※9	上限 10 単位
10	家庭医療専門医認定審査の作問	CSA1 問につき 3 単 位、MCQ1 問につき 0.5 単位	上限なし
11	家庭医療専門医認定審査評価者	CSA、ポートフォリオ評価またはポートフォリオロ頭試問の評価担当1回でそれぞれ3単位	上限なし

	新 第12条3項 表		
	項目	生涯学習単位	備考
1	本学会年次学術集会	10 単位	上限なし
2-1	本学会が主催または共催する生涯教育セミナー等	% 1	上限なし
2-2	本学会が主催する生涯教育セミナー等の E- learning (生涯教育 WEB 講座)	※ 2	上限 20 単位
2-3	本学会が他学術団体等と合同で開催するシ ンポジウム、セミナー等	※ 3	上限 20 単位
3-1	本学会のブロック支部会が主催または共催 する地方会等(対面式あるいはオンライン能 動学習)	※ 4	上限なし
3-2	本学会のブロック支部会が主催または共催 する地方会等(オンライン受動学習)	※ 4	上限 20 単位
4	World Organization of Family Doctors (WONCA) の World Conference、または Regional Conference 日本医学会・総会	10 単位	上限なし
5	日本医師会生涯教育制度	取得したカリキュラム コード数を認定 ※5	上限 20 単位で、同一 カリキュラムコードに おける単位取得の上限 は 1 単位とする
6	プライマリ・ケア教育に関する活動	% 6	上限 15 単位
7	プライマリ・ケア研究に関する活動(執筆を含む)	% 7	上限 15 単位
8	UpToDate®による自己学習(3段階の学習サイクルによる認定のみ)	0.2 単位(1 学習サイ クルあたり)※8	上限 10 単位
9	BMJ Best Practice または BMJ Learning に よる自己学習	1 モジュールあたり 0.5 単位 ※ 9	上限 10 単位
10	家庭医療専門医認定審査の作問	CSA1 問につき 3 単 位、MCQ1 問につき 0.5 単位	上限なし
11	家庭医療専門医認定審査評価者	CSA、ポートフォリオ 評価またはポートフォ リオロ頭試問の評価担 当1回でそれぞれ3単 位	上限なし

旧 第12条3項 表下

- χ 1 対面式、あるいはオンライン能動学習の場合、0.5 時間を0.5 単位として認定する。オンライン受動学習の場 合、1時間0.5単位を基本とする。また、共催については全国規模の企画を原則とし、各委員会及びプロジェク トチームの長が申請し、専門医制度認定委員会が認定する。
- ※2 E-Learning については本学会が主催する生涯教育セミナー等の視聴によるものに限る。1 時間を 0.5 単位とし て、認定する。
- ※3 0.5 時間を 0.5 単位として認定する。また合同で開催する企画は全国規模のものを原則とし、学会本部が申請し、 専門医制度認定委員会が認定する。
- ※4 学会員からの申請を受け、対面式、あるいはオンライン能動学習の場合、0.5 時間を 0.5 単位として、オンライン | ※12 学会員からの申請を受け、対面式、あるいはオンライン能動学習の場合、0.5 時間を 0.5 単位として、オンラ 受動学習の場合、1時間0.5単位を基本として専門医制度認定委員会が認定する。
- ※6 以下の場合に単位を付与する
- (1)後期研修プログラムの研修プログラム責任者及び家庭医療専門研修あるいは総合診療専門研修Ⅰ・Ⅱの施設の 教育責任者が専攻医を受け入れた年度に対して3単位/年
- (2) 大学及び都道府県の計画した教育プログラムの医学生の受け入れ責任者が医学生を受け入れた年度に対して 3 単位/年
- (3) 初期研修の地域医療研修の臨床研修医受け入れ責任者が臨床研修医を受け入れた年度に対して3単位/年
- ※7 本学会機関誌の原著は10単位、原著以外は5単位。その他のプライマリ・ケアに関する学術誌に掲載された論文 は5単位とする。ただし、会議録は認めない。また、著書については学術的な書籍(翻訳書を含む)のみを対象 🕌 ※15 本学会機関誌の原著は10単位、原著以外は5単位。その他のプライマリ・ケアに関する学術誌に掲載された とし、単著は7単位、分担執筆は5単位とする。論文・著書のいずれについても筆頭著者のみに付与する。
- ※8 プログラムを利用した場合に UpToDate®から授与される CME 単位証明書に記載の 0.5 ポイントを 0.2 単位とし て認定する。
- ※9 BMJ Learning、ないしは BMJ Best Practice のモジュール修了の certificate の提出により、1モジュールあた り 0.5 単位を申請できる。

新 第12条3項 表下

- ※9 対面式、あるいはオンライン能動学習の場合、0.5 時間を0.5 単位として認定する。オンライン受動学習の場 合、1時間0.5単位を基本とする。また、共催については全国規模の企画を原則とし、各委員会及びプロジェク トチームの長が申請し、専門医制度認定委員会が認定する。
- ※10 E-Learning については本学会が主催する生涯教育セミナー等の視聴によるものに限る。単なる聴講の場合 1 時間を 0.5 単位として認定する。終了後に評価を行う場合 0.5 時間を 0.5 単位として認定する。
- ※11 0.5 時間を 0.5 単位として認定する。また合同で開催する企画は全国規模のものを原則とし、学会本部が申請 し、専門医制度認定委員会が認定する。
- イン受動学習の場合、1時間0.5単位を基本として専門医制度認定委員会が認定する。
- ※5 1 カリキュラムコードを 1 単位として認定し、カリキュラムコードが重複している場合は、上限の 1 単位とする。 | ※13 1 カリキュラムコードを 1 単位として認定し、カリキュラムコードが重複している場合は、上限の 1 単位と する。
 - ※14 以下の場合に単位を付与する
 - (4)後期研修プログラムの研修プログラム責任者及び家庭医療専門研修あるいは総合診療専門研修Ⅰ・Ⅱの施設の 教育責任者が専攻医を受け入れた年度に対して3単位/年
 - (5) 大学及び都道府県の計画した教育プログラムの医学生の受け入れ責任者が医学生を受け入れた年度に対して 3 単位/年
 - (6) 初期研修の地域医療研修の臨床研修医受け入れ責任者が臨床研修医を受け入れた年度に対して3単位/年
 - 論文は5単位とする。ただし、会議録は認めない。また、著書については学術的な書籍(翻訳書を含む)のみを 対象とし、単著は7単位、分担執筆は5単位とする。論文・著書のいずれについても筆頭著者のみに付与する。
 - ※16 プログラムを利用した場合に UpToDate®から授与される CME 単位証明書に記載の 0.5 ポイントを 0.2 単位 として認定する。
 - ※9 BMJ Learning、ないしは BMJ Best Practice のモジュール修了の certificate の提出により、 1 モジュールあた り 0.5 単位を申請できる。

家庭医療専門医の認定に関する細則 新旧対象表

旧 第12条3項 表			
項目		生涯学習単位	備考
1	本学会年次学術集会	10 単位	上限なし
2-1	本学会が主催または共催する生涯教育セミナ 一等	*1	上限なし
2-2	本学会が主催する生涯教育セミナー等の E- learning (生涯教育 WEB 講座)	* 2	上限なし
2-3	本学会が他学術団体等と合同で開催するシン ポジウム、セミナー等	% 3	上限 20 単位
3-1	本学会のブロック支部会が主催または共催する地方会等(対面式あるいはオンライン能動学習)	* 4	上限なし
3-2	本学会のブロック支部会が主催または共催す る地方会等(オンライン受動学習)	* 4	上限 20 単位
4	World Organization of Family Doctors (WONCA) の World Conference、または Regional Conference 日本医学会・総会	10 単位	上限なし
5	日本医師会生涯教育制度	取得したカリキュ ラムコード数を認 定 ※5	上限 20 単位で、同一カ リキュラムコードにお ける単位取得の上限は 1 単位とする
6	プライマリ・ケア教育に関する活動	% 6	上限 15 単位
7	プライマリ・ケア研究に関する活動(執筆を含む)	※ 7	上限 15 単位
8	UpToDate®による自己学習(3 段階の学習サイクルによる認定のみ)	0.2 単位(1 学習サ イクルあたり) ※ 8	上限 10 単位
9	BMJ Best Practice または BMJ Learning に よる自己学習	1 モジュールあた り 0.5 単位 ※ 9	上限 10 単位
10	家庭医療専門医認定審査の作問	CSA1 問につき 3 単位、MCQ1 問に つき 0.5 単位	上限なし
11	家庭医療専門医認定審査評価者	CSA、ポートフォ リオ評価またはポ ートフォリオロ頭 試問の評価担当 1 回でそれぞれ 3 単 位	上限なし

-757 D	新 第 12 条 3	l	/#: Z .
項目		生涯学習単位	備考
1	本学会年次学術集会	10 単位	上限なし
2-1	本学会が主催または共催する生涯教育セミ	 <u>*</u> * 1	上限なし
41	ナー等	~ 1	
2-2	本学会が主催する生涯教育セミナー等の E-	% 2	上阳 90 英体
Z-Z	learning(生涯教育 WEB 講座)		<u>上限 20 単位</u>
0.0	本学会が他学術団体等と合同で開催するシ	※ 3	上阳 90 光冷
2-3	ンポジウム、セミナー等	%:3	上限 20 単位
	本学会のブロック支部会が主催または共催		
3-1	する地方会等(対面式あるいはオンライン能	※ 4	上限なし
	動学習)		
0.7	本学会のブロック支部会が主催または共催		
3-2	する地方会等(オンライン受動学習)	 * 4	上限 20 単位
	World Organization of Family Doctors		
4	(WONCA) の World Conference、または	10 単位	上限なし
	Regional Conference 日本医学会・総会		
		取得したカリキ	上限 20 単位で、「
	日本医師会生涯教育制度	ュラムコード数	カリキュラムコー
5		を認定	 における単位取行
		* 5	 上限は1単位とす
6	プライマリ・ケア教育に関する活動	% 6	上限 15 単位
7	プライマリ・ケア研究に関する活動(執筆を	200	
	含む)	 %7	上限 15 単位
8	UpToDate®による自己学習(3 段階の学習サ	0.2 単位 (1 学習サ	
	- イクルによる認定のみ)	イクルあたり)※	上限 10 単位
		8	
9	BMJ Best Practice または BMJ Learning に	1 モジュールあた	
	よる自己学習	り 0.5 単位※9	上限 10 単位
10	家庭医療専門医認定審査の作問	CSA1 問につき 3	
=		単位、MCQ1 問に	 上限なし
		つき 0.5 単位	
11	家庭医療専門医認定審査評価者	CSA、ポートフォ	
		リオ評価または	
		ポートフォリオ	
		口頭試問の評価	上限なし
		担当1回でそれぞ	
		1	

旧 第12条3項 表下

- ※17 対面式、あるいはオンライン能動学習の場合、0.5 時間を0.5 単位として認定する。オンライン受動学習の 場合、1時間0.5単位を基本とする。また、共催については全国規模の企画を原則とし、各委員会及びプロジェ クトチームの長が申請し、専門医制度認定委員会が認定する。
- ※18 E-Learning については本学会が主催する生涯教育セミナー等の視聴によるものに限る。1 時間を 0.5 単位と して、認定する。
- し、専門医制度認定委員会が認定する。
- イン受動学習の場合、1時間0.5単位を基本として専門医制度認定委員会が認定する。
- ※21 1カリキュラムコードを1単位として認定し、カリキュラムコードが重複している場合は、上限の1単位と | ※29 1カリキュラムコードを1単位として認定し、カリキュラムコードが重複している場合は、上限の1単位と する。
- ※22 以下の場合に単位を付与する
- (7) 後期研修プログラムの研修プログラム責任者及び家庭医療専門研修あるいは総合診療専門研修Ⅰ・Ⅱの施設の 教育責任者が専攻医を受け入れた年度に対して3単位/年
- (8) 大学及び都道府県の計画した教育プログラムの医学生の受け入れ責任者が医学生を受け入れた年度に対して 3 単位/年
- (9) 初期研修の地域医療研修の臨床研修医受け入れ責任者が臨床研修医を受け入れた年度に対して3単位/年
- ※23 本学会機関誌の原著は10単位、原著以外は5単位。その他のプライマリ・ケアに関する学術誌に掲載された 論文は5単位とする。ただし、会議録は認めない。また、著書については学術的な書籍(翻訳書を含む)のみを 対象とし、単著は7単位、分担執筆は5単位とする。論文・著書のいずれについても筆頭著者のみに付与する。
- ※24 プログラムを利用した場合に UpToDate®から授与される CME 単位証明書に記載の 0.5 ポイントを 0.2 単位|※32 プログラムを利用した場合に UpToDate®から授与される CME 単位証明書に記載の 0.5 ポイントを 0.2 単位 として認定する。
- ※9 BMJ Learning、ないしは BMJ Best Practice のモジュール修了の certificate の提出により、1モジュールあた り 0.5 単位を申請できる。

新 第12条3項 表下

- ※25 対面式、あるいはオンライン能動学習の場合、0.5 時間を0.5 単位として認定する。オンライン受動学習の 場合、1時間0.5単位を基本とする。また、共催については全国規模の企画を原則とし、各委員会及びプロジェ クトチームの長が申請し、専門医制度認定委員会が認定する。
- ※26 E-Learning については本学会が主催する生涯教育セミナー等の視聴によるものに限る。単なる聴講の場合 1 時間を 0.5 単位として認定する。終了後に評価を行う場合 0.5 時間を 0.5 単位として認定する。
- ※19 0.5 時間を 0.5 単位として認定する。また合同で開催する企画は全国規模のものを原則とし、学会本部が申請 | ※27 0.5 時間を 0.5 単位として認定する。また合同で開催する企画は全国規模のものを原則とし、学会本部が申請 し、専門医制度認定委員会が認定する。
- ※20 学会員からの申請を受け、対面式、あるいはオンライン能動学習の場合、0.5 時間を 0.5 単位として、オンラ | ※28 学会員からの申請を受け、対面式、あるいはオンライン能動学習の場合、0.5 時間を 0.5 単位として、オンラ イン受動学習の場合、1時間0.5単位を基本として専門医制度認定委員会が認定する。
 - する。
 - ※30 以下の場合に単位を付与する
 - (10) 後期研修プログラムの研修プログラム責任者及び家庭医療専門研修あるいは総合診療専門研修Ⅰ・Ⅱの施設 の教育責任者が専攻医を受け入れた年度に対して3単位/年
 - (11) 大学及び都道府県の計画した教育プログラムの医学生の受け入れ責任者が医学生を受け入れた年度に対して 3 単位/年
 - (12) 初期研修の地域医療研修の臨床研修医受け入れ責任者が臨床研修医を受け入れた年度に対して3単位/年
 - ※31 本学会機関誌の原著は10単位、原著以外は5単位。その他のプライマリ・ケアに関する学術誌に掲載された 論文は5単位とする。ただし、会議録は認めない。また、著書については学術的な書籍(翻訳書を含む)のみを 対象とし、単著は7単位、分担執筆は5単位とする。論文・著書のいずれについても筆頭著者のみに付与する。
 - として認定する。
 - ※9 BMJ Learning、ないしは BMJ Best Practice のモジュール修了の certificate の提出により、1モジュールあた り 0.5 単位を申請できる。

プライマリ・ケア認定医の認定に関する細則 新旧対象表

旧 第12条3項 表				
項目		生涯学習単位	備考	
1	本学会年次学術集会	10 単位	上限なし	
2-1	本学会が主催または共催する生涯教育セミ ナー等	*1	上限なし	
2-2	本学会が主催する生涯教育セミナー等の E- learning (生涯教育 WEB 講座)	* 2	<u>上限なし</u>	
2-3	本学会が他学術団体等と合同で開催するシ ンポジウム、セミナー等	% 3	上限 20 単位	
3-1	本学会のブロック支部会が主催または共催 する地方会等(対面式あるいはオンライン能 動学習)	* 4	上限なし	
3-2	本学会のブロック支部会が主催または共催 する地方会等(オンライン受動学習)	* 4	上限 20 単位	
4	World Organization of Family Doctors (WONCA) の World Conference、または Regional Conference 日本医学会・総会	10 単位	上限なし	
5	日本医師会生涯教育制度		上限 20 単位で、同一 カリキュラムコード における単位取得の 上限は1単位とする	
6	プライマリ・ケア教育に関する活動	% 6	上限 15 単位	
7	プライマリ・ケア研究に関する活動(執筆を含む)	% 7	上限 15 単位	
8	UpToDate®による自己学習(3段階の学習サイクルによる認定のみ)	0.2 単位(1 学習サ イクルあたり) ※ 8	上限 10 単位	
9	BMJ Best Practice または BMJ Learning に よる自己学習	1 モジュールあた り 0.5 単位 ※ 9	上限 10 単位	
10	家庭医療専門医認定審査の作問	CSA1 問につき 3 単位、MCQ1 問に つき 0.5 単位	上限なし	
11	家庭医療専門医認定審査評価者	CSA、ポートフォ リオ評価または ポートフォリオ ロ頭試問の評価 担当1回でそれぞ れ3単位	上限なし	

	新 第12条3項 表			
項目		生涯学習単位	備考	
1	本学会年次学術集会	10 単位	上限なし	
2-1	本学会が主催または共催する生涯教育セミ ナー等	% 1	上限なし	
2-2	本学会が主催する生涯教育セミナー等の E- learning (生涯教育 WEB 講座)	% 2	上限 20 単位	
2-3	本学会が他学術団体等と合同で開催するシ ンポジウム、セミナー等	% 3	上限 20 単位	
3-1	本学会のブロック支部会が主催または共催 する地方会等(対面式あるいはオンライン能 動学習)	※ 4	上限なし	
3-2	本学会のブロック支部会が主催または共催 する地方会等(オンライン受動学習)	* 4	上限 20 単位	
4	World Organization of Family Doctors (WONCA) の World Conference、または Regional Conference 日本医学会・総会	10 単位	上限なし	
5	日本医師会生涯教育制度	取得したカリキ ュラムコード数 を認定 ※5	上限 20 単位で、同一 カリキュラムコード における単位取得の 上限は 1 単位とする	
6	プライマリ・ケア教育に関する活動	% 6	上限 15 単位	
7	プライマリ・ケア研究に関する活動(執筆を含む)	% 7	上限 15 単位	
8	UpToDate®による自己学習(3段階の学習サイクルによる認定のみ)	0.2 単位(1 学習サ イクルあたり) ※ 8	上限 10 単位	
9	BMJ Best Practice または BMJ Learning に よる自己学習	1 モジュールあた り 0.5 単位 ※ 9	上限 10 単位	
10	家庭医療専門医認定審査の作問	CSA1 問につき 3 単位、MCQ1 問に つき 0.5 単位	上限なし	
11	家庭医療専門医認定審査評価者	CSA、ポートフォ リオ評価または ポートフォリオ ロ頭試問の評価 担当1回でそれぞ れ3単位	上限なし	

旧 第12条3項 表下

- 対面式、あるいはオンライン能動学習の場合、0.5時間を0.5単位として認定する。オンライン受動学習の 場合、1時間0.5単位を基本とする。また、共催については全国規模の企画を原則とし、各委員会及びプロジェ クトチームの長が申請し、専門医制度認定委員会が認定する。
- ※34 E-Learning については本学会が主催する生涯教育セミナー等の視聴によるものに限る。1時間を0.5単位と して、認定する。
- ※35 0.5 時間を 0.5 単位として認定する。また合同で開催する企画は全国規模のものを原則とし、学会本部が申請 | ※43 し、専門医制度認定委員会が認定する。
- ※36 学会員からの申請を受け、対面式、あるいはオンライン能動学習の場合、0.5 時間を 0.5 単位として、オンラ ※44 学会員からの申請を受け、対面式、あるいはオンライン能動学習の場合、0.5 時間を 0.5 単位として、オンラ イン受動学習の場合、1時間0.5単位を基本として専門医制度認定委員会が認定する。
- ※37 1カリキュラムコードを1単位として認定し、カリキュラムコードが重複している場合は、上限の1単位と | ※45 1カリキュラムコードを1単位として認定し、カリキュラムコードが重複している場合は、上限の1単位と する。
- ※38 以下の場合に単位を付与する
- (13) 後期研修プログラムの研修プログラム責任者及び家庭医療専門研修あるいは総合診療専門研修Ⅰ・Ⅱの施設 の教育責任者が専攻医を受け入れた年度に対して3単位/年
- (14) 大学及び都道府県の計画した教育プログラムの医学生の受け入れ責任者が医学生を受け入れた年度に対して 3 単位/年
- (15) 初期研修の地域医療研修の臨床研修医受け入れ責任者が臨床研修医を受け入れた年度に対して3単位/年
- ※39 本学会機関誌の原著は10単位、原著以外は5単位。その他のプライマリ・ケアに関する学術誌に掲載された 論文は5単位とする。ただし、会議録は認めない。また、著書については学術的な書籍(翻訳書を含む)のみを 対象とし、単著は7単位、分担執筆は5単位とする。論文・著書のいずれについても筆頭著者のみに付与する。
- ※40 プログラムを利用した場合に UpToDate®から授与される CME 単位証明書に記載の 0.5 ポイントを 0.2 単位 📙 ※48 プログラムを利用した場合に UpToDate®から授与される CME 単位証明書に記載の 0.5 ポイントを 0.2 単位 として認定する。
- ※9 BMJ Learning、ないしは BMJ Best Practice のモジュール修了の certificate の提出により、1モジュールあた り 0.5 単位を申請できる。

新 第12条3項 表下

- ※41 対面式、あるいはオンライン能動学習の場合、0.5 時間を0.5 単位として認定する。オンライン受動学習の 場合、1時間0.5単位を基本とする。また、共催については全国規模の企画を原則とし、各委員会及びプロジェ クトチームの長が申請し、専門医制度認定委員会が認定する。
- ※42 E-Learning については本学会が主催する生涯教育セミナー等の視聴によるものに限る。単なる聴講の場合 1 時間を 0.5 単位として認定する。終了後に評価を行う場合 0.5 時間を 0.5 単位として認定する。
- 0.5 時間を 0.5 単位として認定する。また合同で開催する企画は全国規模のものを原則とし、学会本部が申請 し、専門医制度認定委員会が認定する。
- イン受動学習の場合、1時間0.5単位を基本として専門医制度認定委員会が認定する。
- する。
- ※46 以下の場合に単位を付与する
- (16) 後期研修プログラムの研修プログラム責任者及び家庭医療専門研修あるいは総合診療専門研修Ⅰ・Ⅱの施設 の教育責任者が専攻医を受け入れた年度に対して3単位/年
- (17) 大学及び都道府県の計画した教育プログラムの医学生の受け入れ責任者が医学生を受け入れた年度に対して 3 単位/年
- (18) 初期研修の地域医療研修の臨床研修医受け入れ責任者が臨床研修医を受け入れた年度に対して3単位/年
- ※47 本学会機関誌の原著は10単位、原著以外は5単位。その他のプライマリ・ケアに関する学術誌に掲載された 論文は5単位とする。ただし、会議録は認めない。また、著書については学術的な書籍(翻訳書を含む)のみを 対象とし、単著は7単位、分担執筆は5単位とする。論文・著書のいずれについても筆頭著者のみに付与する。
- として認定する。
- ※9 BMJ Learning、ないしは BMJ Best Practice のモジュール修了の certificate の提出により、1モジュールあた り 0.5 単位を申請できる。

プライマリ・ケア認定医の認定に関する細則 新旧対象表

旧	新
	附則 (事例報告書についての経過措置) 第3条 本則第12条第2項に定める経歴書(様式認定医-6)ならびに詳細事例報告書(様式認定医-13)について、 2018 年度から 2027 年度までに行われる認定更新の審査においては、認定期間中のプライマリ・ケアに関する経歴 ならびに活動実績報告書(様式認定医-14)をもって代えることができるものとする。